

平成29年度
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

-対象製品の公募-
公募要領

本公募要領は、一般の公募に先立ちSIIが定める要件を満たした対象製品の登録公募を実施するためのものである。事業者(メーカー)は本紙を熟読し、十分理解した上で申請をすること。

平成29年4月

INDEX

1 対象製品について

- ①-1 事業趣旨 …… 3
- ①-2 事業内容 …… 3
- ①-3 対象製品の要件 …… 4

2 対象製品の登録

- ②-1 対象製品の登録概要 …… 7
- ②-2 対象製品を新規に登録する方法 …… 9
- ②-3 登録済み製品の移行について …… 12

3 申請に関する注意事項

- ③-1 対象製品登録に関する注意事項 …… 16
- ③-2 申請書提出期間、提出先及び問合せ先 …… 17

1 対象製品について

①-1 事業趣旨

住宅における省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進する観点から、既存住宅の所有者等による高性能建材を用いた住宅の断熱改修を支援するもの。

①-2 事業内容

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助事業名

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

略称:平成29年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(以下「本事業」という。)

(2) 補助対象となる製品

1. SIIの定める要件を満たした製品であること。
2. 未使用品であること。

(注)SIIに登録されていない建材を用いた改修工事は補助対象外とする。

1-3 対象製品の要件

(1) ガラスの要件

① U値が2.33以下の製品であること。

以下の通り、ガラス中央部の熱貫流率による分類を設け区分する。

- ・Aグレード:U値1.50以上、2.33以下のもの。
- ・Sグレード:U値1.50未満のもの。

② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、下記表1を参照のこと。)

- ・過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの
(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする)。
- ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下の1又は2に該当)は対象とする。

1. 断熱性を向上するために、中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等(JIS規格準拠製品)を生産する代表工場が過去3年以内に認証を受けているもの(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする)。且つ、実際に使用している各メーカーのガラスデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。
2. 過去3年以内に認証を受けているもの。品質管理に関する認証書、第三者機関^{※2}による熱貫流率の性能試験報告書、製品管理で実測している熱貫流率の管理図を提出できるもの。

(注)登録する熱貫流率は、登録する区分の中で最も熱貫流率が大きいもの(中空層厚の小さいもの)とする。

- ・ただし、JIS規格準拠製品、JIS規格製品であってもカタログ等に記載のない中空層厚を登録する場合、及びカタログ等に記載の小数の桁数より多い桁数の熱貫流率を登録する場合は、性能試験成績表[※]を提出すること。

※JIS R 3107、JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEye^{※1}により実施された第三者機関^{※2}の計算報告書。

※1 一般社団法人リビングアメニティー協会で公表されている窓の断熱性能プログラム。報告書を提出する場合、ガラスメーカーにて社印を押印する。

※2 一般社団法人リビングアメニティー協会等。

表1 ガラスの登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS R 3209	複層ガラス
JIS R 3107	板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法
JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般
JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法

(2) 窓の要件

① U値が2.33以下の製品であること。

ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。また、この場合のU値は、外窓をアルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

② 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、下記表2を参照のこと。)

- ・複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
- ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる)製品(以下の1又は2に該当)は対象とする。
 1. 品質認証書及び附属書等(JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図)及び性能試験成績書※を提出できるもの。
 2. 性能試験成績書※及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※性能試験成績書は以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書にガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率、ガラスの中空層の厚さの記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること)。

- a. JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※¹で実施された第三者機関※²の試験結果報告書
- b. JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEye※³により代表試験体※¹で実施された第三者機関※⁴の計算結果報告書

※1 商品シリーズ(同一の商品シリーズ名として販売され、材質、構造等が同様であること)の中で、代表的な窓種(引き違い窓を原則とし、商品シリーズ内に引き違い窓(引き形式の窓)が無い場合は該当シリーズでの代表窓で可)、代表的なサイズ(W1650×H1300mm等、窓種を引き違い窓としない場合は、該当窓種の代表的なサイズ)、登録する商品シリーズとして装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率(JIS A 3107等での計算値、第三者機関※⁵の測定値、もしくはガラスメーカーカタログ値による)が大きいガラスからなる試験体と言う。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

※5 一般社団法人 建材試験センター等。

(注) テラズドア、勝手ロドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること(カタログも可とする)。

表2 窓の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 4706	サッシ
JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors.
JIS A 2102-1,2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般 第2部:フレームの数値計算方法
WindEye	窓の断熱性能プログラム

(3) 断熱材の要件

①次の1)の要件を満たす製品であること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、2)の製品についても要件を満たすものとみなす。

1) λ値(熱伝導率)が0.041以下の製品。

- ・マット、フェルト、ボード状等の断熱材においては、メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- ・現場吹込み・現場吹付けにおいては、予めSIIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に登録された性能値を確保できること。
- ・真空断熱材においては、予めSIIIに登録されたメーカーが発行する真空断熱材施工登録店登録証又は、真空断熱材指定施工業者届出書を提出できる施工会社が施工し、性能・品質が確保できていること。

2) R値(熱抵抗値)が2.7以上の製品。

- ・天井断熱工事に用いる吹込み断熱材とし、予めSIIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に登録された性能値を確保できること。

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、下記、表3を参照のこと。)

- ・過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの(以下の1～4のいずれかに該当する製品であること)。

1. JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、附属書を提出できるもの。
2. JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、附属書及び性能試験成績表を提出できるもの。
3. JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書等(※JIS Q 9001、JIS Q 17050 供給者適合宣言も可)、第三者機関にて測定した性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類を提出できるもの。
JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。
4. JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を要望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言ができる製品で、自己適合宣言書(JIS Q 17050-1)、支援文書(JIS Q 17050-2)、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

表3 断熱材の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521	建築用断熱材
JIS A 9526	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
JIS A 5914	建材畳床

2 対象製品の登録

2-1 対象製品の登録概要

(1) 登録申請者の要件

以下の要件1、2を満たすメーカーを対象とする。

1. 高性能建材の登録申請者は製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。
2. 事業及び企業の継続性があること。

(注1) 登記をしている法人格に限る。

(注2) 製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業等の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

(2) 登録方法

対象製品として製品を登録するためには、下記の手順で、製品の性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領することが必要となる。

1. 対象製品の登録を希望するメーカーは、SIIにメールにて「メーカーコードの発行申請」を行う。
2. SIIは製品区分ごとの対象製品を申請し、登録を希望するメーカーにメール送信し「メーカーコードの発行」を行う。
3. メーカーコードを受領したメーカーは、「対象製品登録申請書」等の書類をSIIIに送付する。
4. SIIIは審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を本事業のデータベースに型番登録する。
5. SIIからメーカーに審査結果通知の送付を行い、登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

(注1) 上記1、2は初回のみとする。平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業にて、すでにメーカーコードを受領している場合、発行申請は不要とする。

また、平成29年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業にてメーカーコードを受領後、対象製品の追加申請を行う場合も発行申請は不要とする。

(注2) 平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業で既に登録されている製品については、本事業における製品登録の申請において一部書類を省略できる。

(3) 登録スケジュール

登録申請のスケジュールは以下の通りとする。

登録スケジュール	
<input type="checkbox"/> メーカーコード発行申請期間	平成29年4月18日(火)～平成30年1月15日(月)
<input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請(公募)期間	
<input type="checkbox"/> 対象製品の公表(SIIホームページ)	月2回程度の予定※1

※1 対象製品については、登録申請からSIIホームページに公表されるまでに約1か月必要となることを(申請書に不備が無かった場合)念頭に置いて申請のこと。

(4) 対象製品の公表

登録された対象製品は、SIIホームページにて順次公表する。
公表する内容は以下の通りとする。

	SIIホームページでの公表項目	補足事項
共通	<input type="checkbox"/> 登録事業者名(メーカー)	製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者の名称
	<input type="checkbox"/> 登録日	SIIホームページにて対象製品を公表する日
	<input type="checkbox"/> SII登録型番	SIIの登録型番付番ルールに準ずるもの
	<input type="checkbox"/> 製品名	カタログに記載されている製品名称
	<input type="checkbox"/> ホームページのURL	対象製品の詳細が分かるホームページのURL
	<input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号	対象製品の問合せ窓口の電話番号
ガラス	<input type="checkbox"/> 中空層の種類 <input type="checkbox"/> 最小中空層の厚さ <input type="checkbox"/> アタッチメントの有無 <input type="checkbox"/> グレード	
	<input type="checkbox"/> 建具の仕様 <input type="checkbox"/> 複層ガラスの最小中空層の厚さ <input type="checkbox"/> ガラス仕様 <input type="checkbox"/> ガスの有無	
断熱材	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類 <input type="checkbox"/> 熱伝導率※1 <input type="checkbox"/> 熱抵抗値※1 <input type="checkbox"/> 厚み <input type="checkbox"/> 指定施工業者	・「熱抵抗値」※1、「厚み」は、天井吹込み製品のみ該当 ・指定施工業者は、吹込み・吹付け等に該当

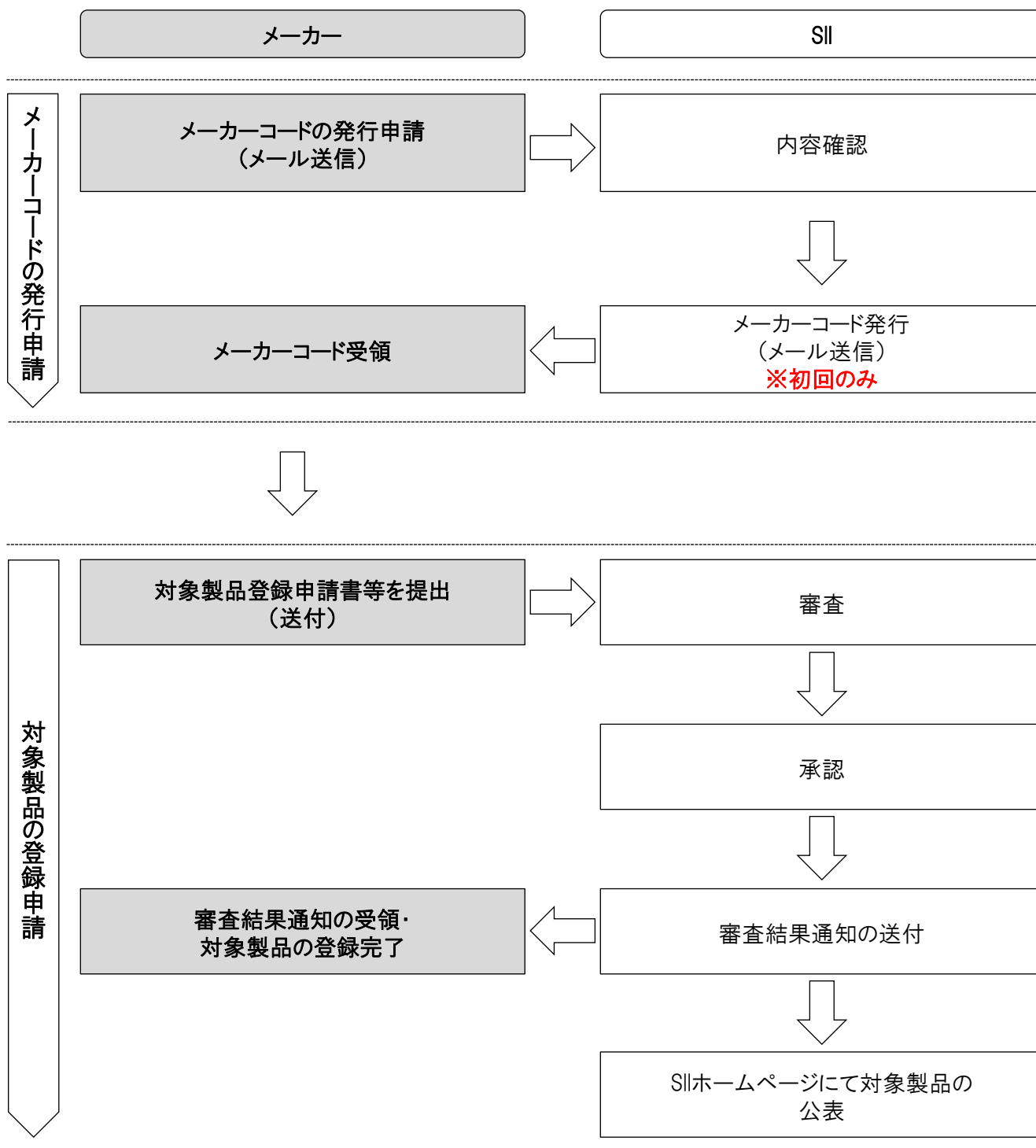
※1 熱伝導率(λ値)、熱抵抗値(R値)は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証するものではない。

(注)上記、公表する内容はメーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の性能について審査をした上で対象製品として承認した製品のみ公表する。

2-2 対象製品を新規に登録する方法

(1) 登録フロー

対象製品を新規に登録するフローは以下の通りとする。



(4) 提出書類

新規登録を行う場合は、以下の提出書類をSIIに書類で送付すること。

提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。

なお、製品を追加登録する場合は、新規登録の手順に従って書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	提出書類チェックリスト	書類	○
2	対象製品登録申請書	書類(原本)	○※1
3	企業情報	データ(Excel形式)	○※1
4	企業登記簿謄本	書類(初回のみ原本、以降は写しで可)	○※2
5	対象製品申請リスト	データ(Excel形式)	○※3
6	施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※4
7	第三者認証証憑等	書類	○※5
8	OEM等企业情報	データ(Excel形式)	△※6
9	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	書類	△※6
10	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	書類	○※7

※1 ガラス、窓、断熱材の内、複数の製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出すること。

※2 申請日から3か月以内のものとする。

※3 ガラス、窓、断熱材の内、該当するものを提出すること。

※4 断熱材の吹込み・吹付けの製品を登録する際は、必ず提出すること。

※5 ガラス、窓、断熱材により異なる。詳細はP.14～P.15を参照のこと。

※6 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

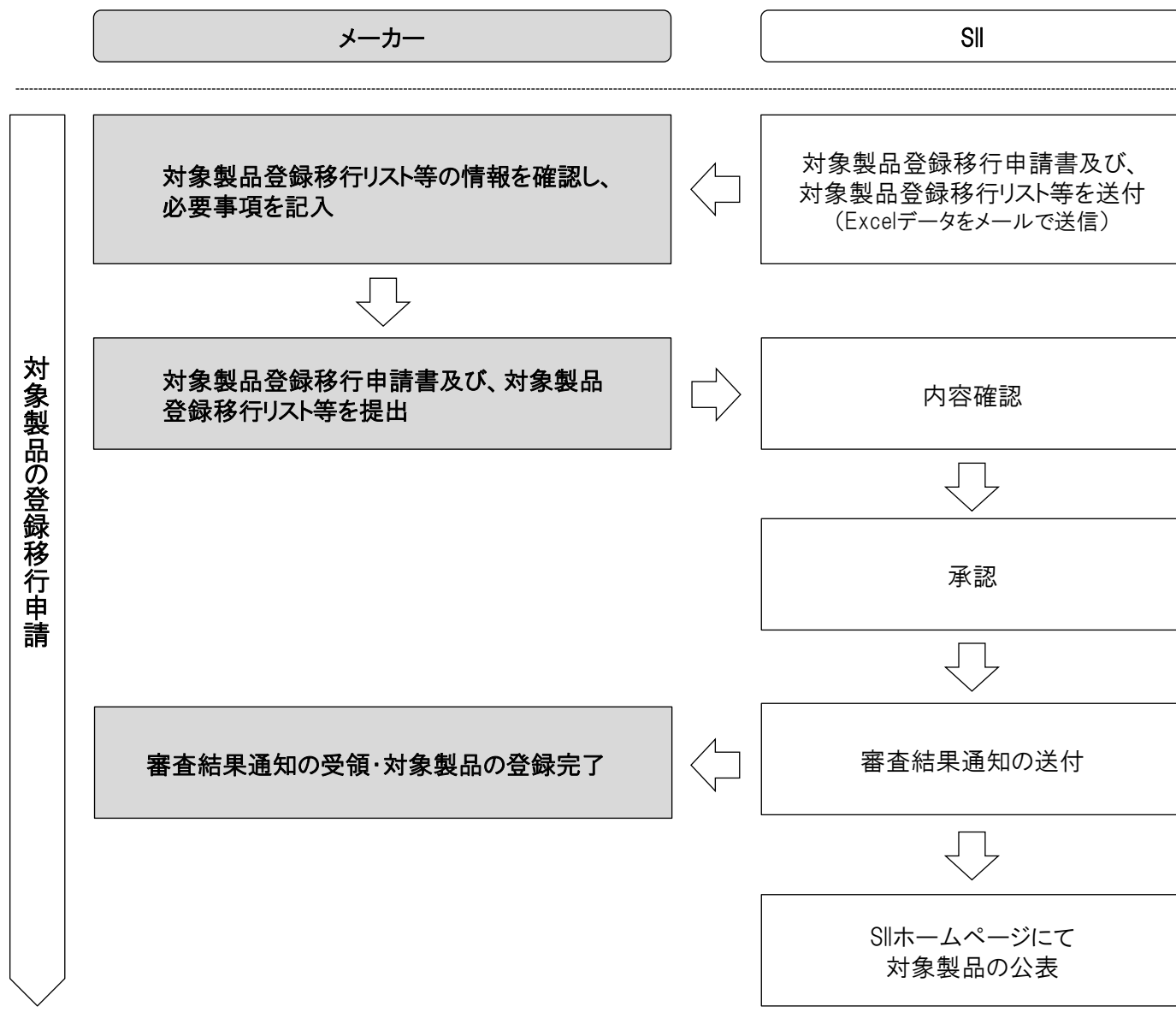
※7 カタログには対象製品リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容に蛍光ペン等でマークを入れること。

(注)Excel形式のデータは、kenzai-seihin@sii.or.jpのアドレスへ送信すること。

2-3 登録済み製品の移行について

(1) 登録フロー

登録済み製品の移行フローは以下の通りとする。



(2) 提出書類

登録製品の移行を行う場合は、以下の提出書類をSIIに書類で送付すること。
提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	対象製品登録移行申請書	書類(原本)	○
2	企業情報	データ(Excel形式)	△※1
3	企業登記簿謄本	書類(写しで可)	△※2
4	対象製品登録移行リスト	データ(Excel形式)	○
5	第三者認証証憑等	書類(写し)	△※3
6	施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※4
7	OEM等企業情報	データ(Excel形式)	△※1
8	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	書類	△※1
9	登録済み製品の廃番・変更届	データ(Excel形式)	△※5

※1 登録済みの情報に変更がある場合は、SIIへ相談すること。

※2 申請日から3か月以内のものとする。

※3 更新があった場合提出すること。

※4 断熱材の吹込み・吹付けの製品を登録する際は、必ず提出すること。

※5 登録済みの製品に廃番・変更がある場合は提出すること。

(注)Excel形式のデータは、kenzai-seihin@sii.or.jpのアドレスへ送信すること。

■提出書類の補足

第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とする。

各対象製品における登録要件区分に合わせた製品規格ごとに以下の書類を全て提出すること。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) 自社で発行し押印を必要とする書類(第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による計算結果等)は、**原本を提出すること。**

(注3) 平成29年4月3日～平成30年3月31日の事業期間までにJIS認証を更新した場合、更新された認証書及び附属書の写しを速やかにSIIへ提出すること。

(注4) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII登録型番を明記すること。

【ガラス】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品 ^{※1}	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)
3	JIS規格外製品 ^{※2}	JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 製品管理で実測している熱貫流率の管理図

※1 中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等の製品

※2 真空ガラス等の製品

【窓】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS Q 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (JIS Q 9001、 JIS Q 17050)	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等(JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書
3	自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (品質管理証憑)	<input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書

【断熱材】

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 (自己宣言値での登録)
3	供給者適合宣言 での登録製品 (JIS認証未取得 製品等)	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9526、 JIS A 9523、JIS A 5914 (JIS Q 9001、JIS Q 17050 (供給者適合宣言))	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類
4	JIS規格外製品	JIS Q 17050 (「適合性評価-供給者宣言」 に基づく自己適合宣言)	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類
5	天井吹込み製品	JIS A 9523	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験成績書 (自己宣言値での登録)

3 申請に関する注意事項

3-1 対象製品登録に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意すること。
また、登録申請書の提出をもって同意したものとみなす。

- ① 対象製品登録の際は間違いがないよう十分注意し、SIIのホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は各社の責任で対応を行うこと。
- ② 登録申請する製品は申請時に上市していること。
- ③ 申請された内容に変更(製品に係る性能、仕様、性能仕様に係る組成、担当者情報等を含む)及び廃番があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
- ④ 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、審査結果通知書発行前に登録された製品かのような誤解を与える表現を用いないこと。
対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないこと。
- ⑤ 対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した製品に不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに速やかにSIIへ報告を行うこと。SIIは、その不具合の内容により文書で報告を求めることがあること。
また、不具合等により製品の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑧ 対象製品登録を行うメーカーは、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。
SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告を求めることがあること。
- ⑨ 前項の報告を受けたときは、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑩ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合があること。
- ⑪ 補助金受給に係る不正行為について、指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録製品を全て対象外とする場合があること。

- ⑫ 前項による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、メーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求することがある。
- ⑬ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑭ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないこと。
- ⑮ 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
- ⑯ 提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

③-2 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

(1) 申請書提出期間

平成29年4月18日(火)～平成30年1月15日(月) 17:00必着

(2) 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ『断熱リノベ』対象製品登録担当 宛

※『断熱リノベ申請書在中』と必ず記入すること。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。

また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。

※提出書類は必ず黒ボールペン(熱などで消えないもの)、万年筆などで記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】 ※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860(平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

